

6. 緑地の配置方針

奈良市の緑の特徴である骨格を構成する大和青垣の丘陵や農地、ため池等の緑を保全するとともに、緑の少ない市街地に地域の拠点となる公園緑地等の整備により、良質な緑の基盤の充実を図り、奈良に住み続けたいと実感できる緑を配置します。

さらに、歩いて豊かな緑を実感できるよう、街路、河川や旧街道等を活用した緑のネットワークの形成に努めます。

6-1 施設緑地の配置方針

(1) 都市公園等の配置方針

① 現況と問題点

本市の代表的公園として、歴史のある奈良公園があるほか、平城宮跡歴史公園が整備されることから、大規模な公園が市内に2箇所配置されることとなります。

一方、本市の都市公園を総括すると、平成23年4月1日、都市公園は街区公園(425箇所)、近隣公園(10箇所)、地区公園(3箇所)、運動公園(1箇所)、総合公園(1箇所)、都市緑地(87箇所)、広域公園(1箇所)の7種類で528箇所、全体面積は730haとなり市民1人あたりの公園面積は約19.9m²と国の基準面積である10m²を大きく上まわっていますが、配置状況をみると、地域により公園緑地の配置に隔たりが生じており、適正な公園緑地の配置を検討する必要があります。

また、公園の多くは、施設の老朽化が進んでおり、公園のリニューアルが必要となっています。

② 基本的な考え方

公園緑地の配置については、社会情勢の変化や財政状況等をふまえながら、本市の緑の現状や課題に対処すべく、効果的かつ計画的な整備を推進するとともに、必要に応じ防災機能（施設）の整備を図ります。

③ 公園種別ごとの配置方針

ア 住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）

- ・ 街区公園、近隣公園については、歩いて行ける生活に身近なレクリエーションの場として、地域の状況に応じた計画的な配置、整備に努めます。
- ・ 配置を検討している地区内もしくは近隣の地区に公共空地など、街区公園、近隣公園に準ずる施設がある場合には、代替施設として活用を図ります。
- ・ 公共団体や民間による市街地開発においては、



地区公園（黒谷公園）

土地区画整理法や奈良市開発指導要綱等の適切な運用に基づき計画的な整備を促進します。

- ・ 既存の公園緑地については、時代のニーズの変化に応え、幅広い利用形態に対応できる公園緑地の再整備やリニューアルを目指します。
- ・ 主な新規整備公園
民間開発による公園（学研登美ヶ丘周辺地区、佐保台等）

イ 都市基幹公園（総合公園、運動公園）、広域公園等

- ・ 総合公園である大湊池公園については、利用者からのニーズに応じ、改善を管理者に働きかけます。
- ・ 鴻ノ池運動公園については、約 2.4 ha の拡張を行い、機能の充実を図ります。

ウ 広域公園、特殊公園

- ・ 広域公園である奈良公園については、「名勝奈良公園保存管理活用計画」に基づく修復・復原、整備等を促進します。
- ・ 平城宮跡については、「国営飛鳥・平城宮跡歴史公園 平城宮跡区域 基本計画」に基づく整備を促進します。

エ 都市緑地

- ・ 都市緑地については、87 箇所、約 86ha となっているものの、引き続き適正な維持管理に努めます。

（２）公共施設緑地等の配置方針

・ 里山公園

歴史的風土としての西の大和青垣を構成する矢田丘陵において、緑の保全・活用の拠点となる里山型の緑地の配置を図ります。

・ 史跡公園

平城京域、社寺境内地跡、古墳等の遺跡のうち、史跡に指定され保存管理計画がまとまったものについては、緑の歴史・文化拠点となる史跡公園等の整備を検討します。平城宮跡から南に延びる朱雀大路（国営公園となる史跡区域を除く）については、緑地としての確保を検討します。



中登美ヶ丘近隣公園



柏木公園（地区公園）



大湊池公園（総合公園）

（３）公共公益施設緑地の配置方針

- ・ 美術館、教育施設等の公共公益施設は、その立地に応じた緑化を進めることにより、緑豊かな景観形成を図ります。
- ・ 学校等の公共公益施設の外周植栽では、延焼遮断帯としての機能の維持・向上に配慮します。
- ・ 街路樹は、テーマ性、統一性をもたせるとともに、道路のもつ機能により、防火性の高い樹種を選定し、市街地景観の向上を図るとともに、樹種にあった剪定を行うなど、適切な管理に努め、「（仮称）公共施設の緑化基準・緑化指針」の作成に努めます。
- ・ 児童遊園、ちびっ子広場については、地権者との調整のもと、機動的な確保に努めます。

（４）地域別の施設緑地の配置方針

- ・ 身近な公園が不足する旧市街地や西部の初期の開発による住宅市街地については、社寺境内地や史跡等の歴史的資源や河川、ため池等の自然資源を活かし、街区公園や近隣公園を中心とした住区基幹公園の配置を図ります。
- ・ 旧市街地については、観光客や高齢者などが気軽に利用できる休憩スポットとしての広場や小公園のきめ細かな配置を進めるほか、周辺市街地南部においては、農地やため池、歴史的資源を活かした緑地の配置を検討します。
- ・ 大和高原地域については、豊かな自然環境やのどかな田園景観等を活かした自然体験・交流型の公園の配置を検討するほか、西部丘陵地地域については、残された丘陵地樹林の保全と活用の拠点となる里山型の緑地の配置を検討します。
- ・ 今後予定される発掘調査や史跡整備等と連携し、奈良の歴史・文化を巡る周遊観光型利用に対応した史跡公園等の配置を検討します。

6-2 地域制緑地の指定方針

(1) 緑地保全地域および特別緑地保全地区

旧市街地および平城宮跡から望み見られる矢田丘陵については、古都奈良の歴史的風土を構成する緑地の一つであるものの、宅地開発が山麓まで迫っており、緑地としての保全の強化が必要となっています。

このため、緑の山なみを構成する一帯を緑地保全地域として指定するとともに、その重要な緑地については、特別緑地保全地区の指定を行います。

(2) 風致地区

風致地区については、既存の指定区域の範囲を維持し、それぞれの自然的特性や歴史・文化的特性を勘案した保全方針のもとに規制・誘導を図ります。

① 春日山風致地区

奈良盆地の東端を形成する大和青垣の山なみと春日断層崖による「青垣」といった美しい自然景観の保全を念頭におき、東大寺、興福寺、春日大社といった国宝・重要文化財の建築群と周辺の緑地や山なみへの眺望など奈良の重要な景観を維持・保全します。また、山なみに緩く連なる市街地や田園・果樹園等の農村地域の風景といった、奈良全体のイメージを構成する景観を保全するために、緑地保全、建築物の意匠形態に配慮します。

② 佐保山風致地区

地区内をほぼ東西に走る樹林地で形成される丘陵の尾根線が奈良の市街地の北側の線をつくっており、奈良盆地から見上げるスカイラインを自然性の高いものとしており、その眺望の保全を図ります。また、丘陵より奈良盆地を望む視界が随所を開けており、地区のイメージをつくっている点にも配慮します。街道沿いの旧集落や古墳との調和を目指します。

③ 平城山風致地区

地区内の大きなランドマークとなっている平城宮跡およびその背後の佐紀丘陵のスカイラインの保全に配慮するとともに、丘陵中腹に点在する古墳群とその樹林地を背後にして立ち並ぶ住宅地との調和を図ることを基本とします。

歴史的風土特別保存地区に指定されている古墳群や平城宮跡などの史跡と周辺住宅地の景観の調和を図るとともに、良好な住環境の形成に配慮します。

④ 西の京風致地区

西ノ京丘陵の東端に位置し、西側の丘陵部分、川に沿った低地部分から構成される自然景観と丘陵麓にある垂仁天皇陵、秋篠川に沿って位置する唐招提寺、薬師寺の歴史的な社寺や史跡が近景においても、遠景においても特徴となっていることをふまえます。

とくに、唐招提寺、薬師寺および社寺林と門前集落のまちなみを含む歴史的景観を保全することを基本とします。また、西ノ京丘陵よりの眺望を保全するとともに、盆地から見渡せる丘陵や社寺の緑地、社寺を背景とした周辺集落の家なみ、薬師寺の塔

より構成される田園風景と調和した景観の保全に努めます。

⑤ あやめ池風致地区

各年代に一体開発された住宅が多いことから、良好な住宅景観の育成とまちなみの一体感の維持、育成に配慮することを基本とします。

あやめ池風致地区は、歴史的には、平城宮を囲む丘陵地であり緩やかな田園地帯が広がり、中腹に秋篠寺、西大寺の2寺と門前町が広がっていました。その後、鉄道の開設とともに住宅開発地が広がりをみせ、様々な年代に一体開発され、住宅地が地区のほとんど全域を占めるようになりました。こうしたことをふまえ、良好な住環境の維持・保全に努めるとともに、風致地区にふさわしいまちなみの形成を目指すこととします。

⑥ 富雄風致地区

矢田丘陵の北端より西ノ京丘陵に向かってなだらかに続く丘陵地帯であり、西ノ京から矢田丘陵、生駒山につながる山麓・丘陵景観の維持・保全を図ることを基本とし、近鉄富雄駅周辺部から徐々に進んでいる住宅開発を誘導し、良好な住宅景観の形成を図る必要があります。そのため、大規模開発の影響を受け、開発が進む住宅地に対し、周辺自然景観との調和や良好なまちなみ形成を図るとともに、第二阪奈道路やその沿線部における教育機関の設置による森林開発等も進められており、緑地の保全や自然景観の維持・形成に努めます。

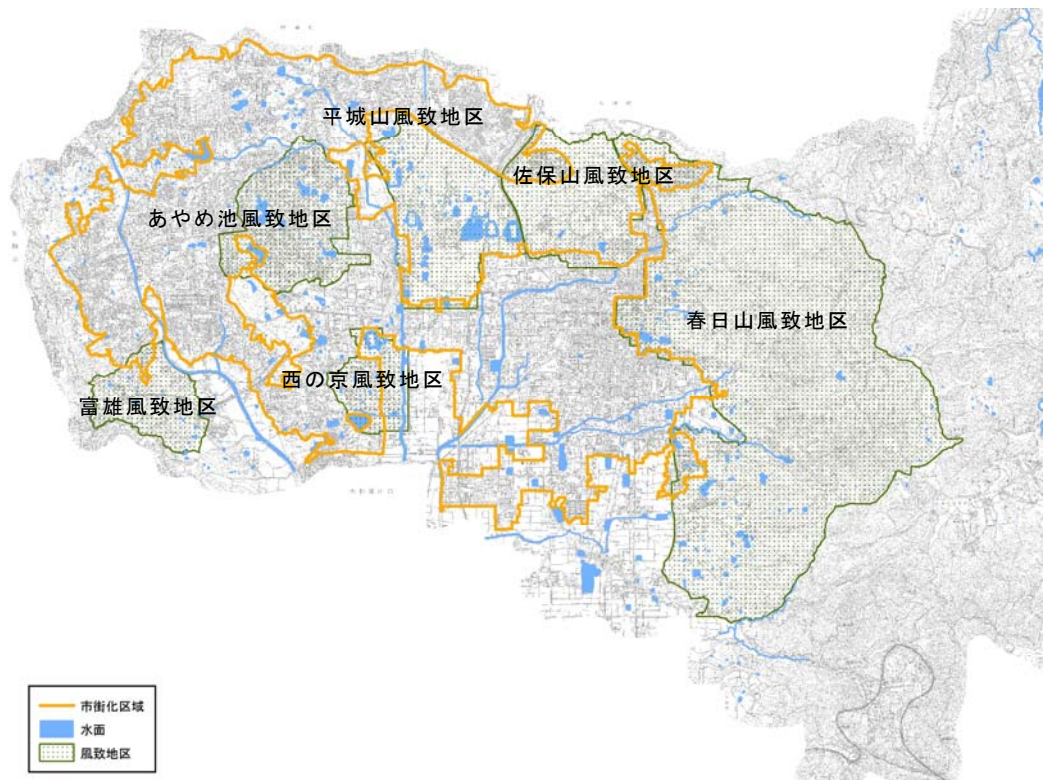


図 20 風致地区の位置図

(3) 歴史的風土保存区域、歴史的風土特別保存地区

① 春日山地区

本地区の歴史的風土維持保存の主体は、春日大社、興福寺、東大寺等の歴史的建造物と一体となる奈良公園の自然的環境の保存にあり、背景となる春日山、御蓋山、若草山等の丘陵とその稜線における建築物その他の工作物の新築など、土地形質の変更、木竹の伐採等の規制に重点をおくものとします。また、春日奥山周遊道路沿道の石仏等の歴史的資産と一体となる原始林については、森林美の保存に重点をおくものとします。

② 平城宮跡地区

本地区の歴史的風土保存の主体は、平城宮跡ならびに大型古墳群と一体となる自然的環境の保存にあり、平城宮跡および北部丘陵周辺においてはとくに建築物その他工作物の規制、土地形質の変更、木竹の伐採の規制にあわせて水上池など水辺景観の保存に重点をおくものとします。

③ 西ノ京地区

本地区の歴史的風土保存の主体は、薬師寺、唐招提寺等と一体となる自然的環境の保存にあり、両寺の間および県道大和郡山斑鳩線からの眺望域については、建築物その他の工作物の規制に重点をおくものとします。

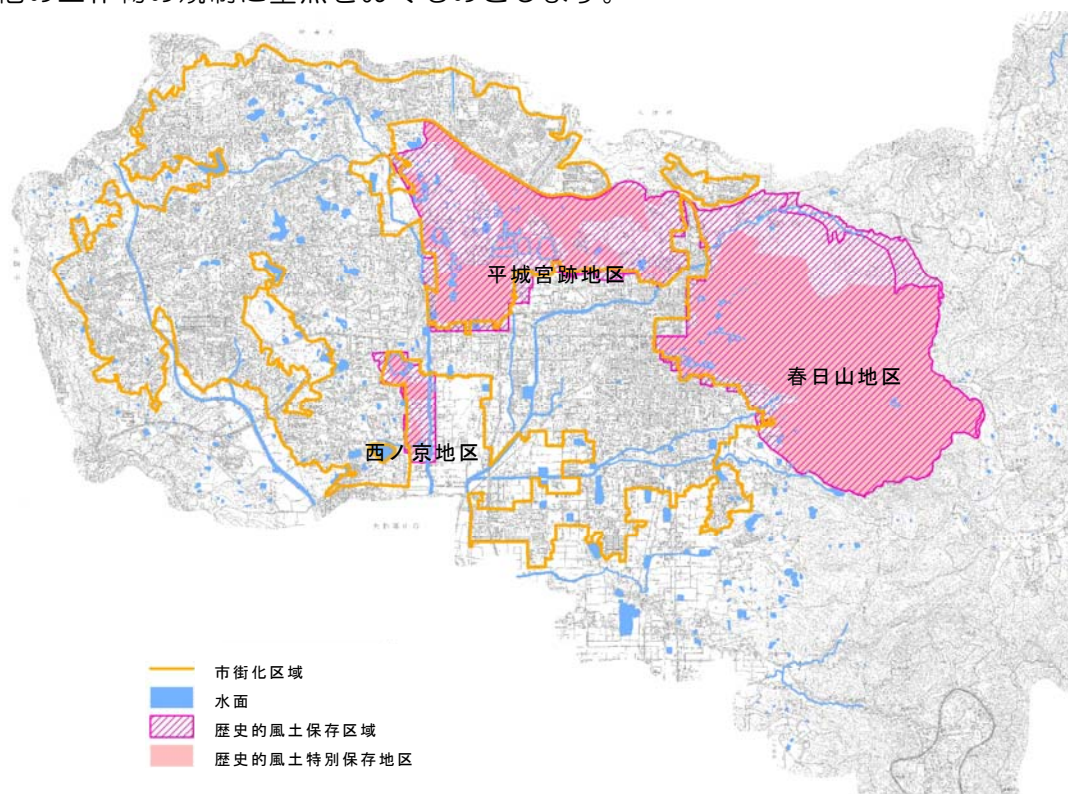


図 21 歴史的風土保存区域、同特別保存地区の位置図